

緊急小口資金

新型コロナウイルス特例貸付

のしおり

緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。

制度の概要

○貸付対象となる世帯と借受人

兵庫県内に居住し、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方。（未成年者を除く）

なお、借入できるのは世帯から1名のみとなります。

また、生活保護受給中の世帯は貸付対象となりません。

○貸付限度額

10万円以内。ただし、以下の要件に該当する場合は20万円以内。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいるとき。

ウ 世帯員が4人以上いるとき。

エ 世帯員に臨時休業した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

オ 世帯員である個人事業主等の収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

○貸付利率

貸付利率は無利子です。ただし償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

○据置期間と償還期間

据置期間は12か月以内、償還期間は、据置期間終了後24か月以内です。

○貸付の決定と資金の交付方法

申込みから貸付決定し、送金を行うまでには全ての書類の受理後1週間程度の日数を要します。書類に不備等があった場合にはその訂正に必要な日数が加算されます。

貸付金の交付は本人名義の銀行口座への送金のみとなります。

○償還について

償還は、毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に兵庫県社協が指定する金融機関に設けられた借受人名義の口座からの引き落としにより償還していただきます。

計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。（返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。）

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
相談・申込窓口は、お住まいの[市区町社会福祉協議会](#)へ

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の書類が必要です。また、印鑑（シャチハタは不可）をご持参ください。
- (2) 償還のため①三井住友銀行、②みなと銀行、③但馬銀行、④県内のJA（農協）のいずれかの金融機関の本人名義口座が必要です。※あらかじめの口座開設にご協力ください
- (3) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。身分証明書や通帳は窓口にてコピーを取らせていただきます。
- (4) 申込み時に①借入申込書、②借用書、③口座振替依頼書にご記入いただきます。
- (5) 世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいることを理由として貸付額を増額する場合には、その証明となる書類（障害者手帳等）のコピーを取らせていただきます。

提出書類	
1	世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの）
2	収入減少がわかる書類（例：減少前と後の給与明細書、給与が振り込まれた通帳、帳簿等）
3	顔写真入りの身分証明書
4	送金口座の通帳

貸付審査

- (1) 書類等の確認後、申請を受理し、兵庫県社協で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合。
- 各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合。
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合。
- 世帯員が自己破産手続き中、債務整理に基づく返済中、弁護士等に債務整理を依頼中の場合。
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合。
- 各社協による調査や相談支援に応じず、相互の信頼関係の構築が困難と認められる場合。

- (2) 審査では、借受人の勤務先への勤務確認や関係機関等への照会を行う場合があります。
- (3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。
- (4) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。決定通知が不達となった場合には貸付金は送金しません。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
神戸市中央区坂口通 2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込窓口は、お住まいの[市区町社会福祉協議会](#)へ

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

総合支援資金

＜生活支援費＞
新型コロナウイルス特例貸付

のしおり

総合支援資金（生活支援費／新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

特例となる事項

○貸付対象となる者

- (1) 兵庫県内に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- (2) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者
- (3) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者
- (4) 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等を利用する者

○連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 連帯保証人の有無にかかわらず、貸付利率は無利子です。
- (2) 据置期間は12か月以内です。

○償還について

- (1) 期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

○上記の「特例となる事項」以外のことについては、従前の総合支援資金における取り扱いが適用されます。従前の取り扱いについては、別途、兵庫県社会福祉協議会が発行する「[生活福祉資金 総合支援資金のしおり](#)」を参照してください。

○総合支援資金の貸付費目のうち、上記の特例が適用となるのは生活支援費に限定されます。住宅入居費および一時生活再建費にはこれらの特例は適用されません。

○本資金の利用に際しては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が原則となります。貸付に関する相談・申込み窓口である市区町社会福祉協議会（市区町社協）の前に、居住中又は居住予定の自立相談支援機関に必ずご相談ください。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込窓口は、お住まいの[市区町社会福祉協議会](#)へ

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

自立相談支援機関 相談窓口一覧(郡部を除く)

平成31年4月1日現在

自治体名	実施主体名(※1)	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス(※2)	
神戸市		くらし支援窓口(東灘)	神戸市東灘区住吉東町5-2-1	078-841-4131	078-843-2021		
		くらし支援窓口(灘)	神戸市灘区桜口町4-2-1	078-843-7001	078-843-7038		
		くらし支援窓口(中央)	神戸市中央区雲井通5-1-1	078-232-4411	078-261-2558		
		くらし支援窓口(兵庫)	神戸市兵庫区荒田町1-21-1	078-511-2111	078-511-2129		
		くらし支援窓口(北)	神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1	078-593-1111	078-594-8626		
		くらし支援窓口(北神)	神戸市北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル2階	078-981-8870	078-981-1544		
		くらし支援窓口(長田)	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	078-579-2311	078-579-2342		
		くらし支援窓口(須磨)	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号	078-731-4341	078-736-4486		
		くらし支援窓口(北須磨)	神戸市須磨区中落合2丁目2番5号 名谷センタービル5階	078-793-1313	078-792-8314		
		くらし支援窓口(垂水)	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	078-708-5151	078-708-5055		
		くらし支援窓口(西)	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	078-929-0001	078-929-1690		
		特定非営利活動法人神戸の冬を支える会	一時生活支援センターこつべ	神戸市中央区中山手通1丁目28番7号	078-271-7248	078-271-3252	
		特定非営利活動法人みちるべ神戸	しごとサポート東部	神戸市灘区泉通5丁目5番13号	078-891-3890	078-891-3891	
		社会福祉法人陽気会	しごとサポート北部	神戸市北区有野中町2-9-4	078-982-9598	078-982-7110	
	社会福祉法人すいせい	しごとサポート西部	神戸市垂水区日向2丁目2番4号 垂水日向ビル3階	078-708-2861	078-704-4040		
姫路市	姫路市社会福祉協議会	くらしと仕事の相談窓口	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階	079-280-2301	079-262-9001	http://www.city.himeji.lg.jp/sosiki/query/1085.html http://www.himeji-wel.or.jp/contact/ http://www.himeji-wel.or.jp/webform/index.html	
尼崎市		しごと・くらしサポートセンター-尼崎南	尼崎市竹谷町2丁目183番地 リベル 5階	06-6415-6287	06-6430-6807	ama-supportcenter@city.amagasaki.hvogo.jp	
		しごと・くらしサポートセンター-尼崎北	尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんたんタウン1番館 5階	06-4950-0584	06-6428-5109		
明石市		生活再建支援担当	明石市相生町2丁目5-15 北庁舎(旧保健センター)1階	078-918-5407	078-918-5813		
西宮市	株式会社パソナ	ソーシャルスポット 西宮よりそい	西宮市松原町2番37号西宮市立勤労会館2F	0798-31-0199	0798-23-7083		
	西宮市社会福祉協議会	総合相談支援課自立相談支援係	西宮市栄殿町8番17号西宮市総合福祉センター2F	0798-23-1031	0798-22-2724		
洲本市		福祉課	洲本市三丁目4番10号	0799-22-3332	0799-22-1690	fukushi@city.sumoto.lg.jp	
芦屋市	芦屋市社会福祉協議会	総合相談窓口	芦屋市呉川町14-9	0797-31-0681	0797-32-7529	kurashi@ashiva-shakyo.com	
伊丹市		くらし相談サポートセンター	伊丹市千僧1丁目1番地	072-780-4344	072-784-8135		
相生市		生活自立支援窓口	相生市旭1丁目6-28	0791-22-7166	0791-23-4596	engofukushi@city.aioi.lg.jp	
豊岡市	豊岡市社会福祉協議会	豊岡市総合相談・生活支援センターよりそい	豊岡市立野町12-12	0796-23-1940	0796-26-6070		
加古川市		くらしサポート相談窓口	加古川市加古川町北在家2000	079-427-9382	079-421-2063	fuk_seikatsu@city.kakogawa.lg.jp	
たつの市		地域福祉課	たつの市龍野町富永1005番地1	0791-64-3154	0791-63-0863	chiikifukushi@city.tatsuno.lg.jp	
赤穂市		社会福祉課	赤穂市加里屋81番地	0791-43-6807	0791-45-3396		
西脇市		社会福祉課	西脇市郷満町605	0795-22-3111	0795-22-6037		
宝塚市	宝塚市社会福祉協議会	せいかつ応援センター	宝塚市東洋町1-1	0797-77-1822	0797-72-8086	seikatsu@shakyo.org	
三木市		生活支援係	三木市上の丸町10番30号	0794-89-2332	0794-82-9943	fukushi@city.miki.lg.jp	
高砂市		障がい・地域福祉課	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9027	079-443-3144	tact2511@city.takasago.lg.jp	
川西市		地域福祉課(くらしとごとの応援カウンター)	川西市中央町12番1号	072-740-1189	072-740-1311	kawa0027@city.kawanishi.lg.jp	
小野市		社会福祉課	小野市王子町806-1	0794-63-1011	0794-63-1204	sha-fukusi@city.ono.hvogo.jp sha-fukusi@city.hvogo-ono.lg.jp	
三田市	三田市社会福祉協議会	三田市権利擁護・成年後見支援センター	三田市川除675番地	079-550-9004	079-559-5704	kenri@sanda-shakyo.or.jp	
加西市		生活サポート窓口	兵庫県加西市北条町横尾1000番地	0790-42-8730	0790-43-1801	seikatsu-support@city.kasai.co.jp	
篠山市		社会福祉課	篠山市北新町41番地	079-552-5011	079-554-2332	mori-vasuyuki@rw.city.sasayama.hvogo.jp	
養父市		生活支援相談窓口	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地	079-662-3348	079-662-2601	seikatsukonkyu@city.yabu.lg.jp	
丹波市		生活自立相談窓口「めばえ」(社会福祉課内)	丹波市春日町黒井811番地	0800-200-3393 (フリーダイヤル)	0795-74-3005		
南あわじ市		福祉課 生活福祉係	南あわじ市市善光寺22番地1	0799-43-5216	0799-43-5316	fukushi@city.minamiawaji.hvogo.jp	
朝来市		社会福祉課	朝来市和田山町東谷213-1	079-679-6123	079-672-4109		
淡路市	淡路市社会福祉協議会	淡路市社会福祉協議会	淡路市志筑3119番地1	0799-62-5214	0799-62-5503		
宍粟市		社会福祉課	宍粟市山崎町今宿5番地15	0790-63-3067	0790-63-3140		
加東市	加東市	社会福祉課	加東市社50	0795-43-0407	0795-42-6862	sougou-soudan@city.kato.lg.jp	
	加東市社会福祉協議会	加東市社会福祉協議会	加東市社26	0795-42-2006	0795-42-9039		